

ふるさと納税

「ふるさと納税」制度は、福井県が提唱しました。

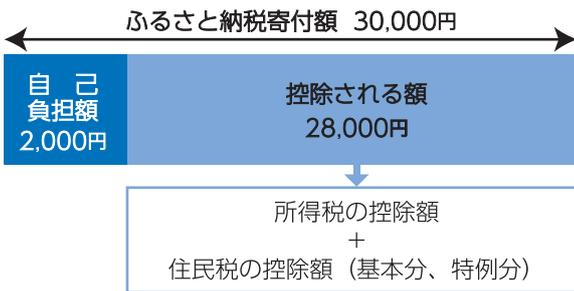
「ふるさと納税」とは、福井県や福井県内の市町に**寄附**をすると、現在お住まいの都道府県・市区町村の住民税などが**軽減**される制度です。

“ふるさとを良くしたい”“ふるさとを応援したい”という皆さんの思いを形にいただけます。

寄附をされた金額が個人住民税と所得税から差し引かれます。

控除額のイメージ

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、自己負担額の2,000円を除いた28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。



年収	全額 ^(※) 控除されるふるさと納税枠の目安 <small>(※)2,000円を除く</small>
300万円	19,000円
500万円	49,000円
700万円	86,000円

給与所得者、夫婦^{*}の場合

※ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、かつ、控除対象扶養親族がいない場合

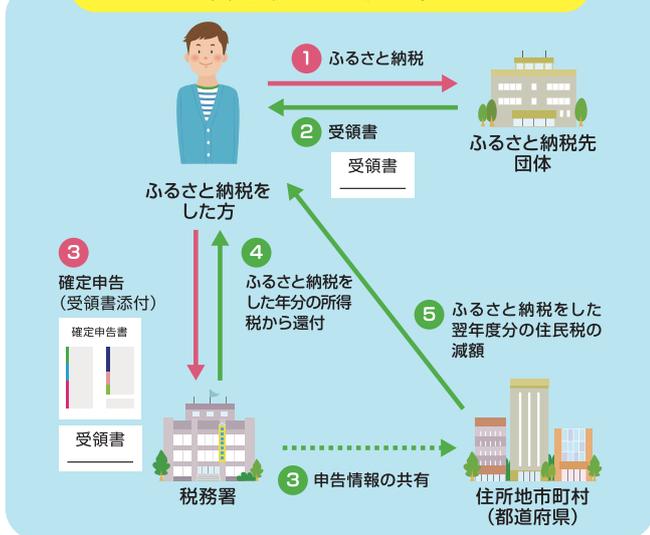
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、簡単に寄附金控除手続きができます。

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除をワンストップで受けることができます。

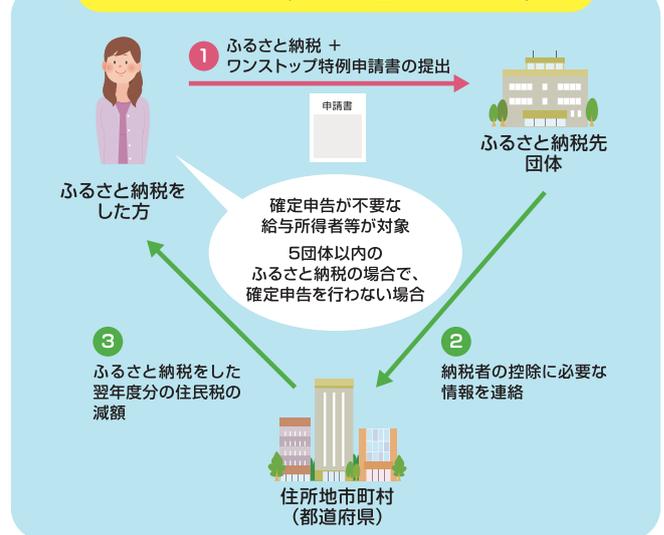
〔留意事項〕

- ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、申請書に記入の上、ふるさと納税先団体へ提出する必要があります。
- (転居による住所変更など)申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、変更届出書をふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
- 5団体を超える自治体へふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、確定申告書への記載が必要です。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



●ホームページ「ふるさと福井応援サイト」(http://info.pref.fukui.jp/rousei/furusato_ouen/)

災害支援に係る寄附金・義援金について

被災地の県や市町村へ直接寄附する場合のほか、以下の団体に義援金等として寄附する場合もふるさと納税と同じ控除を受けられます。

- ・日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府など
- ・被災地の県や市町村または被災者の救援を目的として募金活動を行う団体
(募集要綱等で義援金の拠出先が、被災地の県や市町村または義援金配分委員会等であると明らかにされている場合)